

# 京都大学文学部図書館蔵『叢林拾遺』（東漸和尚畧清規）について

尾崎 正善

## はじめに

本年度の『鶴見大学紀要』第三八号・第四部において、『叢林拾遺』（東漸和尚畧清規）を翻刻紹介した。そこでも記したが、本清規は京都大学文学部図書館所蔵の史料であり、『新纂禪籍目録』（駒澤大学図書館編）に、

「叢林拾遺略清規」別名、東漸清規、建易清規

②一冊③東漸建易④寫無著道忠筆⑤妙心寺東海菴本

と記されるものと同一系統の写本であろう。また、建仁寺両足院にも三巻二冊本が所蔵されていることが、大石守雄氏<sup>(1)</sup>によつて紹介されている。しかし、本書は目録に収録されていないばかりでなく、他の「妙心寺東海菴本」「建仁寺両足院本」とも一般には公開されておらず、貴重な史料である。さらに記述内容も他の清規と比較してその独自性が確認されるのみならず、他の南禅寺系の清規との関係においても重要な位置をしめる清規といえる。

本清規の貴重な点のまず第一は、成立の時期がおよそ一五世紀初期であり、これは他に比較すべきものない、清規史料の空白の時期である。第二は、後にも触れるが後世の清規に引用が確認できる点にある。同じ京都大学文学部図書館に所蔵される『南禪清規』二巻二冊（京大蔵印）に、「略規」「東漸和尚出斯圖」等の形式で引用さ

れ、また断り無く「図」の引用も存在する。さらに、内閣文庫蔵『草菴日用』にもその引用が確認できる。第三は、『叢林校定清規』・『禪林備用清規』・『勅修百丈清規』等の引用と同時に、本清規以前の中国の清規にない儀礼の付加、独自性が確認できる点である。先行する清規の引用は当然であろうが、一方で「規不載之」「不載古規」「便是日本榜様乎」という、当時の清規の変化と日本式とも言うべき改編が行われていたことが、明確に指摘されている。これは、時代毎の儀礼の変化を確認する上でも貴重である。第四点として、「建長・円覺・淨智」等の記述があり、鎌倉との関係・相違を勘案する上でも珍しい史料である。さらには、在家葬送儀礼の葬列に関する記述等、この清規が初出ではないかと思われる項目が散見されるのである。

なお、翻刻紹介の場においては、紙幅の関係もあり以上指摘したような内容の詳細なる点検及び比較、引用の状況、さらには後世における本清規の影響・引用状況等に関して充分な考察を加えることができなかつた。本論においては、それらの問題に関して改めて論究したいと思う。

なお、本論中の引用の後の「(上四) (6a)」等の記述は、先の拙稿で示した、丁数及び表裏である。合わせて御笑覧いただきたい。

### 一、東漸建易の略伝

本清規は、副題にも示されるように別名、『東漸和尚略清規』ともいわれ、東漸建易(一二四四~一四三三)の編集であることが確認できる。最初に編者である建易の伝記について記しておこう。彼の伝は、『續群書類從』卷二四〇(巻一八上・七一五頁)、『延寶傳燈錄』卷一四(『大日本佛教全書』卷六九「史伝八」・一二二二頁)、『本朝高僧傳』卷三九(『大日本佛教全書』卷六三「史伝二」・一二四一頁)、『禪林僧傳』卷四(東大史料編纂所2016-580)等に載せる。

また、『一華東漸和尚語録』(東大史料編纂所2016-163)・『東漸和尚法語集』(東大史料編纂所2016-505)・『一華東漸和尚龍石稿』(東大史料編纂所2016-523)等の語録があることが知られる。さらに、『東福寺誌』(五五六頁)『南禪寺史』等に彼の伝記は記されている。

これらによると彼は、俗姓は藤氏で母は源氏、康永三年(一一四四)に遠江で生まれた。但し『續群書類從』のみは京兆の人とする。母はある晩、龍石の夢を見て彼を孕んだので、幼名を龍石子と名付けた。因みに『一華東漸和尚龍石稿』のタイトルの一部の「龍石」は、幼名に由るものである。七歳の時に東福寺の華峰僧一の下に参じ、剃髪受法した。華峰僧一は通叟至休の法を、至休は白雲慧曉(一一二八~一二九七)に嗣法しており、彼が聖一派の栗棘門派であつたことが知られる。

彼は、華峰の下で参学修行し、師の寂後、鎌倉の諸禅林を遍歴した。そして、建長寺の石室善玖(一一九三~一二八九)の下に参じている。因みに石室は応安元年(一一六八)に建長四三世として晋住し、東林友丘(一一三六九)に後事を託して退董している。建易が建長寺住持時代の石室に参じたのであれば、二五歳の時となる。無論、退董後といふことも考えられるが、この前後に鎌倉において修行していたと考えてよいであろう。何れにせよこの建長寺を始めとする鎌倉参学の影響が、後に『叢林拾遺』の中にもその記述として現れてくる。

諸山遊歴の後、京に帰り相国寺の首衆となつた。明徳年間(一一九〇~九四)には遠州の華藏寺、摂津の広嚴寺、備中の瑞光寺等を歴住した。さらに京の聖寿寺、安國寺等の諸山十刹を歴住し、そして応永二二年(一四〇五)七月一八日に聖寿寺に在つて請を受け、同二九日に東福寺六七世に晋住した。次いで同一七年(一四一〇)八月六日に鹿苑院に在つて親しく正帖を受け、同一九日に南禪寺七三世に昇住している。翌一八年二月一八日には同門の岐陽方秀(一一六一~一四一四)に席を譲つてゐるので、僅か半年の住持であつた。

そして、応永三〇年四月に常在光寺において病を示し、同一四日には四代将軍足利義持（一三八六—一四二八）が見舞いに訪れた。これに対し鼓を打つて上堂を行い、さらに一六日には使いを持つて法語を求められるとこれに答えていた。翌一七日に端座し偈を述べて示寂した。世寿八〇年であった。弟子は法によつて荼毘し、塔を東福寺の一華庵と南禪寺の回輝庵に建てている。

また、これら伝記資料において彼の著作に関しては、「二會語錄及外集」（『延寶伝燈錄』卷一四）、「有諸會語錄 龍石藁等若干卷」（『本朝高僧傳』卷三九）と記されるのみで、先の拙稿でも指摘したが、本清規に関する記述は一切確認できない。

しかし、彼と清規の関係について、それを窺い知る記述は散見される。

まず、『續群書類從』卷一四〇の「東漸和尚傳」には、

未幾任廣嚴、規矩森然、如巨叢林。

と記される。これにより、彼が摂津の広嚴寺に住して程なくすると、規矩は厳かにして、大叢林の様であつたことが窺われる。これは彼の行事綿密、規矩重視の姿勢を表しているのであろう。

さらに、『一華東漸和尚語錄』（『東漸和尚住瑞龍山南禪寺語錄』）には、

散語云、重陽乃俗節也。雖非五參之數、有例攀之。古者早晨知事燒香、點菜羹之茶。叢林今無此礼矣。山僧薄福住山、尤匱跑衆之資。只要以禪悅為食耳。清規云、九月初一日、首座復鳴坐禪板、堂司提調糊僧堂窓、下涼簾、上暖簾云々。

と、現今の重陽の行事に対する批判と同時に、九月初旬の行事について殊更に清規の引用を示している。

また、同じく「十二月旦、謝新舊上堂」では、次のように述べている。

散語云、茲惟山門新舊兩序、諸位禪師、威儀様々、行業循々、終功以退其身。陳<sup>ヘテ</sup>力以著其列。遵百丈之舊規、守叢林之真規。下情無勝碩材慶幸之至。新舊兩序幸乞同賜亮察。

同じく「元旦、上堂」では、次のように述べている。

山門兩序、鶴行鷺班、竜辛鳳質、作興法社、不違準規、山門多幸。

同じく「三月旦、謝無文章西堂上堂」では、次のように述べている。

散語云、夫吾門者、文應皇帝嘗於一百二十一年之前、挿草之地也。(中略)古之大納碩師、咸<sup>ナ</sup>董<sup>ニ</sup>此席。是以礼樂之盛、準規之正<sup>キ</sup>以甲于天下五山之上矣。一朝忽嬰<sup>ニ</sup>鬱攸之變<sup>ニ</sup>、以来凡叢林所レ有者、雖レ備<sup>ニ</sup>其体<sup>ニ</sup>而未<sup>レ</sup>尽<sup>ニ</sup>其美<sup>ニ</sup>。因<sup>レ</sup>是先脩履シテ而所レ行之跡、已<sup>ニ</sup>湮滅矣。此日山野不<sup>ニ</sup>自揆<sup>ニ</sup>、輒<sup>ニ</sup>勅修清規<sup>ニ</sup>胡說亂說。雖<sup>レ</sup>不詳<sup>レ</sup>其始末<sup>ニ</sup>、只圖<sup>クソ</sup>下得後生脫進<sup>ラシ</sup>知<sup>チ</sup>所<sup>ニ</sup>以其百丈起<sup>レ</sup>規之意<sup>上</sup>。効<sup>ク</sup>所<sup>ニ</sup>以其相越建<sup>レ</sup>寺之恩也。夫赴<sup>レ</sup>衆之法各有一條章<sup>ニ</sup>、拳措看<sup>コソ</sup>它<sup>ノ</sup>上流<sup>ニ</sup>、慎<sup>テ</sup>勿<sup>レ</sup>隨<sup>ニ</sup>於庸鄙<sup>ニ</sup>。坐禪之際、諷經之中、不<sup>レ</sup>許<sup>ニ</sup>共語<sup>ニ</sup>。所レ貴在<sup>ニ</sup>於整肅<sup>ニ</sup>。宜<sup>ク</sup>學<sup>ク</sup>馬勝之威儀岐離之規範<sup>ニ</sup>。敢告<sup>ニ</sup>諸兄弟<sup>ニ</sup>、依<sup>ニ</sup>著<sup>ク</sup>清規<sup>ノ</sup>体例<sup>ニ</sup>、直<sup>タ</sup>須<sup>ク</sup>一々遵行<sup>ニ</sup>。禪林復<sup>ニ</sup>其旧觀<sup>ニ</sup>、立而可<sup>レ</sup>待<sup>ニ</sup>、不<sup>ニ</sup>亦盛<sup>ニ</sup>乎。

以上、列記したように彼の法語の中には威儀及び規矩に対する姿勢が、数多く確認できる。「謝新舊上堂」のように、両序の業績を評価する麗句と見ることもできるが、「元旦、上堂」「三月旦上堂」では、特に威儀を守り、準規に違わないこと、百丈の規矩を遵守すべき事など彼の規矩に対する真摯な姿勢を端的に示す語句が見られることから、その指導が大衆に行き渡っていたであろう事が推測される。これは、特に彼の禪風を知る上でも重要である。このような姿勢が、結果的に規矩の整備を目指し、『叢林拾遺』の編集へと繋がったと考えられる。

## 二、成立の時期

次に、本清規の成立の時期と無著道忠（一六五三～一七四四）の書写の問題について触れておこう。

結論から述べると、編集の時期を確定することはできない。しかし、南禪寺住持以降、もしくは南禪寺で伝写された可能性が高いと思われる。この問題は、大石守雄氏<sup>(1)</sup>も論じているが、本清規の内容及び性格を考える上でも重要なので、煩を厭わず以下にその理由を述べてみたい。

理由の第一として、彼の鎌倉修行以降、つまり建長寺修行以降であると考えられる点である。それは、本文中に「圓覺・淨智」寺用此式。（上四）（6a）」「建長入浴次第、（上四）（6a）」「圓覺・淨智黑漆板、用胡粉書之。（上四）（6a）」という細かな入浴の次第が記録されている点や、「近世佛性禪師忌齋、入于建長寺、就法堂西首諷經云々。（上八）（10a）」という当時の法要の仕方など、彼が見聞した事が記録されていることである。無論、彼が鎌倉を訪れたのは二五歳前後であろうから、その時点で本清規を著したとは考えにくいが、何れにせよ京都に帰つて以降の編であろう。なお、このような他寺院との比較するような記述は、他の清規には見られず、当時の鎌倉と京都の比較を考える上でも重要な意味を持つ。

第二点として、排列図に記される寺院名である。本清規には各種法要の僧堂・方丈の排図が記される。その多くは十刹・諸山というだけで具体的な寺院名を記していないが、「函丈照牌之圖」（附十三）（78b）には、正面に向かって東序の右手から大徳和尚・普門和尚・安國和尚・臨川和尚・萬壽和尚・建仁和尚・天龍和尚、西序は相國和尚・東福和尚・等持和尚・真如和尚・寶幢和尚・廣覺和尚・妙光和尚と列記されている。これらを見ると五山の内、名前がないのは南禪寺のみであり、これは明らかに南禪寺における儀礼であつたことを示している。

しかし、この記述は無著の付録部であり、必ずしも原本がこのようない記述であつたかは確認できないが、少なく

とも無著が書写に使用した底本は、南禪寺に関係する寺院の伝写本であつたと考えられる。

第三点としては、清拙正澄（一二七四～一三三九）の引用が確認できる点である。「清拙和尚爲準。」(下十一) (56b)、「清拙和尚、住南禪時」(下十五) (60a)、「但大鑑記曰、維那往請白槌、侍者只問訊趺坐而已。」(附十一) (77a) と三回の引用がある。これは、「夢窓国師榜」(下九) (54b)、「仏眼遠云、近世間問話者」(下一) (47a) 等の一回づつとは異なる。

清拙の伝によると泰定三年（一三三五）六月、五三歳の時、日本に向け出航し、同年八月に博多に到着している。そして翌嘉暦二年（一三三七）一月に上京、三月一二日に建長寺（一一世）に晋住している。さらに元徳元（一三一九）八月二十四日、円覚寺（一六世）に晋住。四年後の元弘三年（一三一五）、六〇歳の時一旦、建長寺禪居庵に隠居し、同年の一〇月一〇日には、京に帰り建仁寺（一三世）に晋住している。さらに建武二年（一三三六）に、南禪寺（一四世）に遷住し、応暦元年（一三三八）二月一七日六五歳、建仁寺禪居庵に隠居している。その間、信濃伊賀良の開善寺を創建している。そして、応暦二年（一三三九）一月一七日、六六歳で寂している。

この伝によると彼の京都での活躍は、建仁寺と南禪寺であり、建易との接点は、南禪寺のみである。無論、京都の禪林において清拙の活躍は広く知られる所であり、建易は清拙寂後の生まれであることから、その情報はどの寺院でも知り得た可能性は考えられる。

しかし、ここで問題となるのは、清拙が著した『大鑑清規』の存在である。『大鑑清規』は南禪寺聰松院に伝わる清規で、その後半部分を抜粋編集したものが『大鑑小清規』である。また、月甫名光藏主が明応三年（一四九四）に書写した『大鑑小清規』が元禄十年（一六九七）に刊行され世に広く知られている。この『大鑑小清規』は『大正藏』卷八一に収録され、刊本と今津洪嶽氏藏本が対校されている。本清規でも底本には『大鑑小清規』が存在したよう

であるが、無著は敢えて書写していない。この理由としては、『禪籍目録』に妙心寺東海菴に無著の手沢本が存在するものが知られるように、既に手元に存在していたために煩を嫌つて書写しなかつたのであろう。また、「建仁寺両足院本」にも『大鑑小清規』が附されていたこと確認されている。

何れにせよ、現在古写本の『大鑑小清規』を見ることができないのは残念であるが、『大鑑小清規』の成立の時期、版本との比較の為めにも今後の研究が必要であろう。なお、版本の底本は建仁寺禪居菴のものであつたことが知られる。一方、刊行前の引用例としては、『南禪諸回向』一卷一冊（元・南禪寺正因庵藏、現・龍谷大学蔵）に確認されており、南禪寺系の諸寺院で伝写されていた可能性を示している。

さらに、『大鑑清規』の「二月八日大帝誕生規式」の行事である。この行事は、「大宋國祠山正順賞會昭顯威德聖烈大帝」（祠山大帝）という寺院護持の主の誕生を供養するものであるが、この行事が本清規卷一に「靈祠祭肅・大帝誕生」として記される。この行事が記されるのは、『大鑑清規』と『南禪諸回向』・『南禪清規』・『葦庵日用』と本清規、そして『慧日山東福禪寺行令規法』（内閣文庫蔵）だけである。他の後世の清規における引用は、管見の限り確認できない。『慧日山東福禪寺行令規法』における行事は、円爾（一一〇一～一八〇）の関係に基づく宋朝禪からの依用と考えられるが、残念ながら標題に「大帝誕生榜」と記すのみで、該当個所が欠丁であり、比較検討を加えることができない。

『慧日山東福禪寺行令規法』の問題は暫く置くとしても、本行事を行うことが確認できるのは、『大鑑清規』をはじめとして南禪寺系の諸清規に限定することができよう。

第四点として、本清規の後世への影響である。その詳しい引用は後に譲るが、結論として、先にも挙げた『南禪清規』・『葦庵日用』に多数の引用が確認できる。このことは、取りも直さず南禪寺において本清規が後世にまで

大きな影響を与えていた証拠であろう。つまり、『天鑑清規』から本清規、そして『南禪寺諸回向』・『南禪清規』・『葦庵日用』という形で相互に補完し合いながら、書写・伝写されていったことが考えられる。

第五点として、先にも指摘した「入院儀式」の項の「夢窓国師榜」(下九)(54b)の存在である。夢窓疎石(二二七五~二三五二)の伝記をここでは詳しく述べないが、正中二年(一二三五)に後醍醐天皇の命で南禪寺に住し、翌年鎌倉に戻るも、再び南禪寺に住している。このように夢窓と南禪寺の関係は密なるものがあり、この「榜」も南禪寺固有の榜であつた可能性がある。

第六点として、大石氏の指摘の如く、「戒臘牌」の項に、

但寮元牌、十三日、衆寮諷經、掛之。不可、不書知事之名。栴檀林無雜樹、蘆葛林無餘香、故也。(上十四)(16a)とあり、この「蘆葛林」とは南禪寺十境の一つの衆寮であることから、南禪寺の伽藍を想定して、規矩を定めたことと考えられる。

以上より本清規の成立は、建易の南禪寺住持時代ではないかと考えるのである。但し、彼の南禪寺住持時代は半年あまりで、その短期間に成立したとは考えにくい。しかし、彼は南禪寺退董後、常在光寺に入るが、寂後は山内の回輝菴に塔した事から考へても南禪寺での影響力及びその関係は大変深かつたと思われる。

さらに言うならば、彼は、長年に渡り規矩の整備を考えており、成文化していたものを最後の住職地において加筆して、後世の為めに留めたのは無かるうか。つまり、本清規は、南禪寺の規矩の整備のために建易が策定したものではないが、結果的に南禪寺の儀礼を取り込み、南禪寺の伽藍に合わせて作成され、南禪寺に納められ、そこで引用伝写したと考えられる。

何れにせよ、南禪寺時代に制定したという確定は見ることはできないが、本書は南禪寺系の清規であり、南禪寺

に關係する寺院において伝写されたことは間違いないであろう。

さて、次に書写の時期について見ておこう。これは、跋文より明らかである。

### 元禄癸未暮春晦日龍華道忠識

とあるが如く、元禄一六年（一七〇三）三月晦日に筆写し終えた事が知られる。ただし、彼が何處で書写したのか、または書写されたのかは明らかではない。

また、跋文に記されるように、「附」の十三紙は元々、「東堂西堂式」と「送亡式」の間であり、「新舊管待圖」は第二卷に、「入院開堂私記」は第三卷に録されるべきものであることなど、幾つかの出入が確認されるのみならず、後人の改編が確認できる点など、無著の書写の時点で多くの問題が存していったことが分かる。この点から見るとならば、本文中の誤写・脱落、項目の加筆・訂正も時代毎に存在したのではないかという可能性も在する。

### 三、『叢林拾遺』の引用典籍

『叢林拾遺』においては、多数の引用が確認できるが、建易の引用姿勢として顯著なのは、大石氏も指摘しているが『叢林校定清規總要』（惟勉規・婺州清規）・『禪林備用清規』（澤山清規）の初期の清規の重視と『勅修百丈清規』（東陽清規）に対する批判記述、そして日本の従来の形式に対し再検討を促す姿勢である。さらに『大鑑清規』を始めとする清拙に対する意識も際立つていて。

日本の臨済下の叢林における最初の清規である『大鑑清規』の成立時点では、『勅規』は日本に紹介されていなかった。その刊行は文和五年（一二五六）に清拙の弟子の真如明千（？～一二六〇）よつて成され、その後『勅規』は、中巖圓月を始めとして、義堂周信・雲章一慶等により、講義・提唱が行われたように、叢林における規矩の中心を占め

るようになつたのである。これに対して、従来の規矩に対する伝統意識、日本様式の確立に対する正当性を主張する意識も存在したのであろう。このような従来の叢林規矩の伝統に対する建易の態度が、『叢林拾遺』の中の引用姿勢に現れていると考えられる。これは、そのタイトルが示すように、『勅規』にもれているものを補う意図も含んでいると思われる。

次に『叢林拾遺』における具体的な引用記述例の概要を見てみよう。

①具規・詞皆具規・詞見規・詳見清規の例

まず第一には、このように具体的な清規名を上げずに、引用する例が一番多く三八例確認できる。

②『叢林校定清規總要』(惟勉規・婺州清規) (以下、『校定』と略す)

次に「惟勉規云・婺州清規・校定清規曰」、という『校定』引用の例は一二箇所に確認できる。

③『禪林備用清規』(澤山清規) (以下、『備用』と略す)

『備用清規』の引用箇所は、僅か三例である。

④『勅修百丈清規』(東陽清規) (以下、『勅規』と略す)

次に『勅修百丈清規』の引用例を見てみよう。これには、次の「⑤清規批判の例」とも重複する箇所も含まれていてることを予めご了承願いたいが、「具在勅修清規・依勅修清規・東陽清規」という『勅規』引用箇所は、四箇所である。

⑤清規批判の例

次に規不載之・並不載古規の例であるがこれは一一例ある。

これは、先に指摘したように当時の儀礼に対する建易の批判的側面を知る上でも重要であり、同時に当時の儀礼

の変遷状況を鑑みる上でも貴重な内容である。

⑥日本の当時の規矩に対する批判

「又疏末、大日本國之時、収坐貞立定」「便是日本榜樣乎。並不載古規」等は、六箇所ある。これは、内容的に前項の⑤とも類似するが、建易の当時の儀礼に対する批判的側面を見ることができる。特に送亡式に集中して確認できる。

⑦鎌倉諸寺院との比較

次に引用ではないが、『叢林拾遺』への影響という点で、鎌倉の各寺院との関係について指摘してみよう。建易の伝記中でも触れたが、建長寺・圓覺寺・淨智寺との関係は、彼の鎌倉における参考の事蹟によって明らかであろう。実際、本清規に記される「四月八日、入浴式」は当時の儀礼を正確に伝えているのではなかろうか。

圓覺・淨智二寺用此式（上四）(6a)・建長入浴次第（上四）(6a)・圓覺・淨智（上四）(6a)

さらには、

近世佛性禪師忌齋、入于建長寺、就法堂西首諷經云云。（上八）(10a)

といように、当時の鎌倉における具体的な事例も指摘している。

⑧大鑑禪師からの引用

次に「清拙和尚爲準。」「清拙和尚、住南禪時」という清拙の行履が三箇所引用されている。さらには、『大鑑清規』からの引用もあり、南禪寺と建易、さらに建易の清拙に対する姿勢を窺い知ることができる。

⑨清規以外からの引用

最後に「湖海新聞夷堅續志后集卷之七」・「淨土指歸集曰」という清規以外からの引用も二箇所確認できる。

以上、引用の概要を確認したが、形式としては「具規」という表記ものが最も多く、名前が上がるものでは『校定』が多いことが確認できる。しかし、これだけでは具体的な引用清規の状況を把握できないので、次にどのような先行資料を参照しているのか、項目毎にその典拠箇所と引用があればその該当個所を確認してみよう。

注=【】は、本文中の見出し項目。〈〉は、枝項目。→で示したのが本文中の引用の例【(上1) (3a)】の形式で該当丁数を示した。その後に項目の引用清規の出典を諸清規に当たつて記した。その際、項目の最初ではなく、引用の該当する頁・段数を示した。出典未詳のものに関しては簡単なコメントを付した。

### 【叢林拾遺】

#### 《東漸和尚畧清規之1》

#### 【三佛儀式】

〈佛降誕〉 → 具規 (上1) (3a) · 具規 (上1) (3a) · 疏語具規 (上1) (3b) · 詞旨具規 (上1) (3b)

これらの引用は、すべて『勅規』――「報本章第三・仏降誕」(T48.1115c) 以降に該当する。因みに『備用』――「宇、如來降誕」(Z112.32b) にも同項目が存するが、内容は異なる。

〈佛成道〉 → 詞具規 (上1) (4a) · 並皆具規 (上1) (4a)

これらの引用は、すべて『勅規』――「報本章第三・仏成道涅槃」(T48.1116a) に該当する。因みに『備用』――「宙、涅槃成道」(Z112.32c) にも同項目が存するが、内容は異なる。

〈佛涅槃〉 → 詞具規 (上1) (4a)

トれも、『勅規』――「報本章第三・仏成道涅槃」((T48.1116a) に該当する。

### 〈佛降生并成道辰、浴主僧堂點湯〉

この入浴に関する行事は、『大鑑清規』「四月八日佛誕生之辰」の項目に確認できる。

さらに、「圓覺・淨智」二寺用此式（上四）(6a)・建長入浴次第（上四）(6a)・圓覺・淨智（上四）(6a)」及び、鎌倉諸寺院の行事との比較が存する。

### 【二祖遠忌】

〈達磨諱〉→備悉規（上四）(6b)・語具規（上五）(7b)

この項目の引用も、『勅規』二「尊祖章第四・達磨忌」(T48.1117c～8a)に該当する。

〈百丈臨濟忌〉→出班念誦式、具在勅修清規（上六）(8a)・依勅修清規（上六）(8a)

トトで上げられる『勅規』のうち「出班念誦式」は、『勅規』四「兩序章第六・兩序出班上香」(T48.1136b)、次は『勅規』二「尊祖章第四・百丈忌」(T48.1118b)に該当する。

### 〈開山忌〉

この項目は、『勅規』二「尊祖章第四・開山歴代祖忌」(T48.1118c)に該当するが、記述内容は抜粋であり、明確な確定はできない。

### 〈師祖忌辰〉

この項目も、『勅規』二「尊祖章第四・開山歴代祖忌」(T48.1118c)に該当するが、前項目と分割した内容で、明確な確定はできない。

〈歴代前住〉→回向、具規（上七）(9b)・近世佛性禪師忌齋、入于建長寺、就法堂西首諷經云云。(上八)(10a)

出典未詳。項目は他の清規に存せず、前の二項目を受けたものと思われる。「回向」は、『勅規』二「尊祖章第

四・開山歴代祖<sup>師</sup> (T48.1118c) に記されたものを指すのではなかろうか。因みに、『備用』一「盈、嗣法師忌」(Z112.33d)、『勅規』一「尊祖章第四・嗣法師<sup>忌</sup>」(T48.1119a) 等もあり、一連の追福供養と考えられる。

さらに建長寺での用例も示される。これによると前住忌は法堂の西序側で行つていたようである。

【靈祠祭肅〔大帝誕生〕】→看經榜、詞在別 (上八) (10a) · 湖海新聞夷堅續志后集卷之七 (上八) (10b)  
この項目に関しては、先に述べたように『大鑑清規』以外、その他中国の諸清規には確認できない。さらに、看經榜の引用も『大鑑清規』に「大帝誕生看經榜」として記載されている。但し、「宣疏、詞在別」とあるが、疏は確認できない。また、祠山の説話として、外典の引用も確認できる。

#### 【土地火徳】

この項目の引用箇所は、『勅規』七「節臘章第八・四節土地堂念誦」(T48.1152b) か『備用』一「秋、四節念誦」(Z112.37c) であるかは明確な判断できない。

【四節別式〈歲節〉】→詞具規 (上九) (11a) · 具規 (上九) (11b) · 具規 (上十) (12b) · 勅修規云、(上十) (12b)  
この項目の引用は、『勅規』七「節臘章第八・庫司四節特為首座大衆湯」から「庫司四節特為首座大衆茶」(T48.1152c~1154b) にわたる広範な箇所で、次項以降をも含む四節禮儀の総合的項目である。また『備用』二「結、庫司特為首座大衆茶」(Z112.43a) にも項目は存するが、記述内容は『勅規』の方がより具体的で近い。

#### 〈庫司特為大衆茶〉

出典未詳。具体的な引用箇所は確認できないが、前後の関係から四節禮儀に関わる南禪寺の一連の儀礼であると思われる。

#### 〈前堂特為後堂大衆茶〉→具規 (上十一) (13b)

この項目も、『勅規』七「節臘章第八・庫司四節特為首座大衆茶」(T48.1154b)で、この項全体が『勅規』の引用である事が判る。但し、そこに示される図は、『校定』上「五、四節前堂特為後堂大衆僧堂茶図」(Z112.2c)に存する。

〈後堂大衆茶〉 → 規不載之 (上十一) (14a)

〈書記大衆茶〉 → 並規不載之 (上十一) (14b)

この二つの項目は、先行する清規には存せず、日本、もしくは南禅寺のオリジナルの儀礼であろうか。

【結制】依本寺規式。(上十一) (14b)

出典未詳。この項目に関する記述は、『勅規』七「節臘章第八・結制禮儀」(T48.1153a)・『備用』三「致、結制行禮」(Z112.41b)と項目名のみ一致するが内容は異なる。またこので述べる「本寺規式」とは何処か、現時点では未詳である。

【啓建楞嚴會】→具規 (上十一) (15b)

この項目も内容は『勅規』七「節臘章第八・楞嚴會」(T48.1151b)に合致する。なお、トトでいう規は、『校定』下「八、建散楞嚴會」(Z112.18c)・『備用』三「藏、楞嚴會」(Z112.38c)の記述とも考えられる。

【戒臘牌】

この項目は『勅規』七「節臘章第八・戒臘牌」(T48.1152a)、もしくは『備用』三「陽、戒臘牌」(Z112.40c)に該当する。

【解制】【滿散楞嚴會】【施餓鬼】

以上、三項目出典未詳。これらの儀礼に関しては、記述も僅かで出典は特定できない。但し、全て七月一五日前

後の行事なので、『校定』下「十九、月分須知、七月分」(Z112.24d)、『備用』下「潔、月分標題、七月分」(Z112.72a)、『勅規』七「節臘章第八・月分須知」(T48.1155a) が行事を列記するだけなのに對し、若干のコメントを付したものと考えられる。

【冬至】→惟勉規云、(上十五) (17a) · 免人事榜、具規 (上十五) (17a)

該当個所は、文字通り『校定』下「十九、月分須知、十一月分」(Z112.25a) である。但し、「免人事榜」の箇所は『校定』上「十六、四節住持免人事榜式」(Z112.3c) である。

【四節通禮】→具規 (上十五) (17b)

この項目は『勅規』七「節臘章第八・衆寮結解特為衆湯」(T48.1150c) に該当する。但し、「状式」は『校定』上「二十一、衆寮結解特為湯狀式」(Z112.4b) と同様である。

【衆寮結制特為大衆湯】

出典未詳。項目名は前項とも類似するが、こゝで示される図の出典は確認できない。

【土地堂念誦】→具規 (上十七) (19b) · 見備用。(上十八) (20a)

この項目の全体は『勅規』七「節臘章第八・四節土地堂念誦」(T48.1152b) に該当する。但し、『備用』一「秋、四節念誦」(Z112.37c) の引用箇所を指摘して補完している。

【庫司特為首座大衆湯】→具規 (上十九) (21a) · 詞在規 (上十九) (21b) · 詞具規 (上十九) (21b) · 是皆與諸規別也。(上廿) (22b) · 澤山規。(上廿一) (23a)

この項目の全体は『勅規』七「節臘章第八・庫司四節特為首座大衆湯」(T48.1152c) に該当しており、「規」は全て『勅規』である。また当時の儀礼の変化にコメントを付し、最後に、『備用』一「張、小參」(Z112.35c)

の「榜式」の用例を載せている。

### 【開山諷經】

出典未詳。具体的な儀礼が記されていないので、出典は判断できないが『勅規』一一「尊祖章第四・開山歴代祖  
師」(T48.1118c)に準じたものか。

### 【小參】→惟勉規二二、(上廿一) (24a)

この項目も全文をほぼ『勅規』一一「住持章第五・小參」(T48.1119c)に依っている。そして最後に、『校定』下  
「一、上堂普說小參・小參」(Z112.15c)の引用を載せている。

### 【五更禮儀】

出典未詳。四節の禮儀の一つであるが、具体的出典は未詳。

### 《略清規之二》

### 【祝聖諷經】

出典未詳。祝聖諷經は、『校定』に始まるものであり、特に出典は限定できないが、当時の叢林の通常の儀礼  
であろう。

### 【赴寢堂茶】

出典未詳。祝聖諷經に引き続いての行事であるが、出典は未詳。但し、次の項でも述べるが、『南禪清規』乾、  
「寢堂茶湯之図」に引用される」とから、南禪寺における行事として定着していたのであろう。

### 【上堂】→勅修規、無此禮、(中一) (27b)・詞備規(中四) (29a)

上堂の儀礼は、『勅規』二「住持章第五・上堂」(T48.1119b)に該当する。而して『勅規』に記載されない儀礼が当時付加されていぬことが確認できる。詞は『勅規』三「住持章第五・入院・開堂祝禱」(T48.1126a)に記される。

### 【巡堂并二八念誦圖】

巡堂図の引用箇所は、『勅規』二「住持章第五・念誦」(T48.1121a)に該当する。

【方丈特爲首座大衆茶】→具規(中七)(32a)・具規(中七)(32a)・詳見惟勉規(中七)(32a)  
この項目の引用は、まず「具規」の該当箇所は『勅規』七「節臘章第八・方丈四節特爲首座大衆茶」(T48.1154b)である。やむに『校定』上「一十九、解結冬年特爲煎點茶湯」(Z112.9d)の引用を載せている。  
但し、本清規の「詳見惟勉規」の箇所は、『校定』では「詳見清規警衆」となつており、『禪苑清規』卷六「警衆」の項を参照すべき事が示されている。

【秉拂禮儀】→詞見規。又云、借賜法座。伏乞慈悲(中九)(34a)・便是日本榜様乎。並不載古規。(中十一)(37b)  
この項目は、『勅規』七「節臘章第八・四節秉拂」(T48.1153c)に該当する。あわせて、日本式の榜の書式を示している。

【列職交替〔兩序進退〕】→日子出懷中、詞具規(中十一)(38a)・規云、揖坐揖香揖湯(中十一)(38b)・規云、  
維那或知客侍者(中十四)(39a)・詞具規(中十四)(39a)・具規(中十四)(39a)

全体は、『勅規』四「兩序章第六・兩序進退」(T48.1134b)に該当し、トトに示される引用も全て該当箇所に存する。

【侍者進退】→見規(中十五)(40a)・規云、燒香侍者、排之(中十五)(40b)・惟勉規云、知事(中十五)

(40b) · 惟勉規<sub>云</sub> (中十六) (41b) · 私<sub>云</sub>、勅修規並惟勉規、皆有參前湯禮。 (中十七) (42a) · 惟勉規<sub>云</sub>  
(中十七) (42a) · 與勅修規別也。 (中十七) (42a)

「」の項目は、ある意味で『叢林拾遺』の典型ともいえよう。まず全体は『勅規』四「両序章第六・侍者進退」(T48.1134c)に該当し、「」でいう「規」は全てその箇所である。続いて『校定』で補足している。最初の一箇所は『校定』上「一十七、進退両班」(Z112.8b)で、「私<sub>云</sub>」以降は、『校定』上「九、特為新舊両班茶湯管待之圖」(Z112.3a)である。そして、「私<sub>云</sub>」「勅修規別也」と建易自身のコメントを付している。このような形式が『叢林拾遺』の最も多い形式である。

#### 【雜務進退】

出典未詳。前の二項目を受けた南禪寺独自の進退儀礼か。

#### 【大小掛搭〔勤舊參假〕】

出典未詳。掛搭の儀礼の内、勤舊に關わる項目なので、『勅規』五「大衆章第七・西堂首座掛搭」及び「諸方名勝掛搭」(T48.1141b)に該當するのであろうが、具体的な一致は確認できない。

#### 【衆僧掛搭】

「」の項目は、『勅規』五「大衆章第七・大掛搭歸堂」から「小掛搭歸堂」(T48.1140c~1141b)までに該當し、一部の書式は「備用」八「平、大掛搭歸堂」(Z112.59b)にも確認できる。

#### 《略清規之二》

#### 【月中須知〔祝聖諷經〕】

出典未詳。祝祷諷經を日望に行うべきことを指示しているだけで、記述内容も少なく特定の清規が出典とは考えにくい。

### 【請寮主】

出典未詳。寮主の交替に関する規定は管見の限り確認できない。

### 【朔望上堂】→惟勉規下 (下11) (47a)

全体は、「勅規」11「住持章第五・上堂」(T48.1119b)に該当し、最後に『校定』下「一、上堂普説小參・聖上堂」(Z112.15a)で補足している。因みに本文「悉在清規」までが『校定』の引用である。

### 【五參上堂】→惟勉規下 (下11) (48a)

この項目は、全体が『校定』下「上堂普説小參」の引用であり、特に指摘される引用箇所は『校定』下「一、上堂普説小參」(Z112.15b)である。

### 【三八念誦】→三八念誦・在規 (下四) (49a)

全体の引用はどの清規とも断定できない。因みに「三八念誦」は『校定』下「四、念誦巡堂」(Z112.17a)・

【備用】11「往・念誦」(Z112.36d)・「勅規」11「住持章第五・住持日用・念誦」(T48.1121a)と全ての清規に存する。

### 【臨時行事【陞座】】→惟勉規下 (下五) (50b)

全体の引用はどの清規か判然としないが、引用箇所は『校定』下「一、上堂普説小參」(Z112.15a)に該当する。

### 【普説】→清規不該載。 (下六) (51a)

全体は、『校定』下「一、上堂普説小參」(Z112.15a)と同一文である。しかし、その中に日本の儀礼を挿入し

ているのである。

### 【祈祷】

この項目は、分量は少ないが『勅規』一「報恩章第二・祈祷」(T48.1115a) の抜粋である。

### 【住持出入】

『校定』上「二十七、住持出入」(Z112.12c) の冒頭部分である。

### 【坐禪・（坐參・放參）】

『校定』下「二、「坐禪坐堂放參」」(Z112.16c) の冒頭部分と中間以降の抜粋である。

【入院儀式】→見事苑及校定清規(下九)(54b)・清規隔宿掛之(下九)(54b)・東陽清規先巡堂、後歸鉢位。(下十一)(56a)・清規不載兩班立定(下十一)(56a)・○州清規、有住持燒香、侍者無燒香(下十一)(56a)・清拙和尚爲準(下十一)(56b)・清拙和尚、住南禪時(下十五)(60a)

入院式は寺院における、最も重要な儀礼の一つといえるもので、その記述は六丁にも及び内容も多岐に亘る。そのような中、最初に中国叢林の前例を示し、その根拠を『祖庭事苑』・『校定』上「二十六、新住持入院」(Z112.5c)に求め、『勅規』三「住持章第五・入院」(T48.1125b)の引用、やむに清規に記されない儀礼、最後に再び『校定』上「二十六、新住持入院」(Z112.5d)の記述を示している。全体としては、『勅規』に基づいていると思われる。さらに清拙の住持の規則に準すべき引用があることから、南禪寺独自の入院の儀礼を意識しているといえよう。

### 【東堂西堂式】

『勅規』五「大衆章第七・西堂首座掛搭」(T48.1141b) の全文にほぼ合致する。

【送亡式】→詳見清規(下十六)(61a)・詳見清規(下十七)(62a)・載清規。(下十九)(64b)

入龕、日本未講之(下十六)(61b)・撒土、日本未講之(下十六)(61b)・日本隨方向外爲恨(下十七)

(62a)・日本無秉炬。(下十九)(64a)

淨土指歸集曰、往生咒、(下十八)(63a)・集賢錄曰、秉炬下火、(下十九)(64a)  
葬祭儀礼は、特に伝統的日本の儀礼・民間の儀礼等とも関係するので、この項目の構成は複雑であり、と同時に当時の葬送儀礼を知る貴重な資料である。

まず、『校定』下「十六、亡僧」(Z112.22b)・『勅規』三「住持章第五・遷化」(T48.1127a)により葬送儀礼の差定の確認を行い、その儀礼が日本で行われているかいかのコメントを付している。最後には、清規以外の典籍を引用して葬儀に関する様々な事例を示している。

ここで、一つ注目すべきは、俗人の葬列の図が存することである。この例は清規においては最古ではないかとおもわれる。

### 【前住遷化式】

出典未詳。このような、尊宿ではなく前住に対する特別の葬送の項目は確認できない。

### 《附》

#### 【佛降誕・佛成道・佛涅槃】

ここに記されるのは、三仏忌における住持の香語の定型句であり、出典は『勅規』二「報本章第三・仏降誕」(T48.1115c)以降、「仏成道涅槃」までの言句の抜粋である。

### 【結制禮儀】

出典未詳。これは卷一の「結制」の補足項目である。

### 【坐禪儀】

出典未詳。これは卷二の「坐禪（坐參・放參）」の補足項目である。

### 【免榜】

各種、「榜」の書式を列記したもので、一部は『校定』上(Z112.3d～)の各種榜式と共通のものもある。

【入院開堂私記】→今時隨諸清規ト香法語之語、(附九)(74b)・諸清規無拜。義堂曰、禮拜在住持意(附九)(74b)・備用清規云、古法也。(附十)・(75a)校定清規曰、住持人、(附十)(75a)・故校定清規云、法語有無、在住持意、(附十)(75a)・愚考諸清規、土地堂祖師堂法語(附十)(75a)・但大鑑記曰、維那往請白槌、侍者只問訊趺坐而口。(附十一)(77a)

この項目は、元来卷二「入院儀式」の補足的性質のもので、その意味からは当時の入院の儀礼の変遷を確認する貴重な史料といえる。そこには山門での新住持の出迎えの配列・準備する物が図示され、続いて諸注意が記される。この時、「諸清規」及び「月中巖・澤龍湫・義堂信・竺仙・蒙山」等の先例が示され、さらに「備用」四「夜、入院新法」(Z112.45c)、「校定」上「二十六、新住持入院」(Z112.5c～5d)が引用されるが、これは先の入院儀式の部分にもある。そして、儀礼の進行に伴い詳しい割り注を付し、最後に大鑑禪師の記録及び南禪寺の前例を示し、入院の儀礼を通観している。本項目に関しては、先に卷二にも示されるように本来ならば必要のない項目であろう。それを敢えて記しているのは、入院の儀礼の重要さと共に時代による変化、南禪寺式の正当化がある意味で図られたのではなかろうか。

以上見てきたよう、建易の編集方針には一定のパターンが存在することが確認できた。まず、一番多い引用清規は、『勅規』である。これは、最初にも述べたようにその時代の主流であつたからに他ならず、『勅規』を批判しながら実はそれに一番依拠していたことが明らかになつた。と同時に、『勅規』を『校定』・『備用』で補足・訂正、場合によつては批判を加えていることも事実である。これは、それまでの南禪寺における伝統的儀礼を重視する姿勢の現れであろう。それは、清拙の行状・清規を引用している点にも窺われよう。そして、最後に自分のコメントを付している。これに関しては、特に「私云」「日本様」という書き出しの場合でなくとも、割り注の形を取つたり、引用した清規の原文との比較における建易の取捨の状況から鑑みて、その独自性・差違は明確である。

以上の様な形式は、「侍者進退」「送亡式」「入院開堂私記」等に特に顕著であるが、『叢林拾遺』全体を通していえることである。

同時に、それまでの清規に出典が遡れないもの、項目名等は同一であるが内容は大きく異なるもの等、日本もしくは南禪寺独自の変化を遂げた儀礼、オリジナルの儀礼も確認できた。このような儀礼の洗い出しにより、南禪寺様ともいうべき規矩の確定が可能なのではなかろうか。

このように典拠となる清規との比較と建易の引用姿勢から、当時重視した儀礼の内容とその変遷状況、及び中国叢林とは異なる独自性を見出す方向性が明らかになつたと思われる。

#### 四、後世における影響について

次に『叢林拾遺』の後世への影響について確認してみよう。本清規の特徴の一つとして後の清規、特に南禪寺系

の清規において引用が確認され、清規の相互の関係を判断できる好例であるといえる。<sup>(2)</sup>

さて筆者は、昨年、「鶴見大学仏教文化研究所紀要」第五号において『大鑑清規』の翻刻紹介を行つたが、そこで改めて問題となつたのは、『大鑑清規』の後世への影響である。『大鑑清規』の後半部分だけの抜粋といえる『大鑑小清規』に関しては、江戸期に開版されている事からも知られるようにその伝写の広範さは明かであり、また龍谷大学所蔵『南禪諸回向』にも一部引用されるなど、後世への影響は確実なものがある。しかし、『大鑑清規』全体で見た時には、その影響、端的には引用の例が確認できないのが実状である。そうした中で、本清規には先の項目でも指摘したように清拙の影響が確認されるばかりでなく、後の清規にも繋がる重要な位置を占めていることが判明したのである。

現在確認されている南禪寺関係の清規は、以下の通りである。

- 一. a. 大鑑清規 一巻一冊 写 清拙正澄 南禪寺聰松院蔵  
b. 大鑑廣清規 二巻 写 今津洪嶽氏蔵本（現・花園大学蔵）
- 二. a. 大鑑禪師小清規 一冊 写 寛永二年（1625） 今津洪嶽氏蔵本（現・花園大学蔵）  
b. 大鑑小清規 無著道忠手沢本 妙心寺東海菴本
- 三. c. 大鑑禪師小清規 一冊 刊本 元禄二年（1698）（大正八一）
- 四. a. 叢林拾遺（東漸略清規） 三巻一冊 写 東漸建易 京大・Ind-ph-Q-39  
b. 叢林拾遺略清規（東漸清規、建易清規） 一冊 東漸建易 無著道忠写 妙心寺東海菴本  
c. 叢林拾遺略清規 三巻一冊 写 建仁寺両足院蔵（大石守雄氏紹介）
- 四. 南禪清規 二巻一冊 写 大永三年（1523）頃 京大・Ind-ph-Q-36

五、南禪諸回向 一巻一冊 写 文明二年(1479)～ 龍大・2676-151

六、葦菴日用 一巻一冊 写 内閣文庫・和18157

これら諸清規の内、『南禪清規』・『葦菴日用』において「大鑑規」「略記」の形式で『大鑑清規』・『叢林拾遺』を引用していることが確認された。

まず二つの清規の成立時期に関してであるが、『南禪清規』は大永三年頃である。『葦菴日用』は年代は不明であるが、『南禪清規』と重複する記述が散見される点、先に述べた「略規<sup>3</sup>」の記述が確認できること、さらに「四月十五日」の展鉢の記述に、「展鉢式、詳規」とあり、『南禪清規』乾「展鉢法」を指示していると思われることからその後の成立と推測される。次に構成であるが、『叢林拾遺』と『大鑑清規』が共に寺院の諸行事を列記するのみであるのに対して、『南禪清規』では、正月から行事を月毎に並べ必要に応じて進退の細則を記している。また、回向文等は記されていない。『葦菴日用』も正月から、行事・進退さらには鳴らし物の記述が列記される。この清規も回向文が記されない点から、『南禪清規』を補完する覚え書きではないかと思われる。ただし、全体二四丁の内、四月の末が二八丁目であり、正月と四月(結夏)の記述に大きな比重が見られる。

最後に『南禪清規』・『葦菴日用』における『大鑑清規』・『叢林拾遺』の引用状況について概観してみよう。紙幅の関係もあり一々を詳しく列記することはできないが「大鑑規」「略記」の形式での引用が確認される箇所の項目のみを指摘しておこう。

まず、『南禪清規』乾においては、「略規」の見出しで、

「一月十七日、半齋」(21丁a)「祈祷」(27丁a)「二月八日、大帝誕生式」(30丁b)「土地堂念誦圖(東漸和尚出斯圖)」(58丁a)「塔下禮」(72丁a)「秉拂法語舉方丈」(77丁b)

が、確認できる。また「大鑑清規」の見出しで

「四月八日、半齋」（42丁b）「塔下禮」（71丁b）等が記される。

次に『南禪清規』坤においては、「略規」の見出しで、

「七月十四日」（5丁a）「十一月、冬節」（19丁a）「十一月十二日、開山忌」（22丁b）「十一月廿八日、出班借香」（26丁a）「傳供之次第」（36丁a）「前住遷化」（78丁a）「答拜」（79丁a）の諸行事が記される。「大鑑規」の見出しで、

「十月五日、出班燒香」（16丁b）「登座」（51丁b）

等の引用がある。

さらに、特に断り無く該当個所全文を引用している項目として、『南禪清規』乾の

「寢堂茶湯之図」の図と説明（3丁a）・「四月八日、入浴」（43丁a）

『南禪清規』坤の、

「上堂式」（63丁a）「大小掛搭・勤舊參暇」（67丁b）

等が上げられる。

さらに、『南禪清規』坤「入院雜記」には、

「或東漸和尚住東福日、維那請白槌云々」（59丁b）

と、建易自身の行実を記しており、その影響が著書のみでないことも確認できる。

次に『葦菴日用』であるが、この清規は先にも述べたように『南禪清規』と構成も同一で項目も多くの点で一致

しており、前の清規を補完する位置にある。全体の記述の分量は、「南禪清規」よりも少ないので、行事の名称の羅列のみの箇所もあり、全体を網羅してはいないが、行事によつては「南禪清規」より詳しい準備・進退の記述も確認できる。さて、「叢林拾遺」の引用状況であるが、

「一月十一日、方丈齋」(7丁b)「一月十七日」(12丁b)「一月十八日」(13丁a)「四月十三日」(22丁a)  
「四月十四日」(23丁b)「四月十六日」(27丁a)

等々、数多くの行事において補足として記されることが確認できる。

以上、引用箇所の一部を列記したが、主要な行事の全文、または一部説明として「叢林拾遺」が使用されていたことが分かつた。また、その記述内容の多くが「叢林拾遺」中の文章とほぼ合致しており、直接の引用と認めてよいであろう。

無論、建易が南禪寺と深く関わっていたことは先に彼の伝記の所で述べた通りであり、彼が編集した「叢林拾遺」は、その寂後も南禪寺の山規に大きな影響を与えたのであろう。

#### おわりに

以上、「叢林拾遺」を巡つて、編者である建易の伝記からその引用清規と傾向、さらには後の清規との関係を鑑みた。その結果、本清規の南禪寺における位置づけが明らかになつたとおもわれる。

今後は、南禪寺における清規・儀礼の変遷過程を確認するためにも、叢林と当時の社会の関係を勘案する上からも、他の南禪寺系の清規を含めた総合的な比較が必要であろう。

注

(1) 大石守雄「清規の研究」(『禅学研究』第五四号・昭和三九年)

(2) 面山瑞方『洞上僧堂清規行法鈔』「凡例」(『曹金』「清規」三三頁下)には、

コノ後ニ破菴四世ノ孫清拙激公ノ述スル、大鑒廣清規并ニ小清規アリ、コノ次ニ聖一國師五世ノ孫南禪ノ東漸易公ノ述セル叢林捨遺略清規二卷アリ、東漸清規ト稱ス、右ノ二規ハ、日本後世ノ述ナレドモ、僧堂ノ清規ナリ、

とあり、江戸期本清規が知られていたことが分る。ただし、その影響、引用の状況は南禪寺内に止まつていると思われる。

(3) なお、駒大図書館所蔵の『略清規(相国寺日用軌範)』一巻一冊・能寅編(駒大085.10)は、名称が近似するが、これは能寅(生没年不詳)編集の全く別の清規であり、この清規は、京都大学文学部図書館にも『叢規口實』一巻一冊(無著道忠写・京大5nd-p5-Q.38)の名称で所蔵されている。この清規に関しても後日紹介を行いたいと考えている。